

院外処方箋に関する保険薬局との疑義照会簡素化プロトコル

変更調剤に係る原則

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・処方箋に医師の処方意図が記載されている場合、それを優先する。
- ・必ず患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。

各種問い合わせ窓口

- ・処方内容に関する問い合わせ → 薬剤課 FAX : 055-952-1176 (夜間 TEL : 055-952-1000)
- ・保険・公費に関する問い合わせ → 医事課 TEL : 055-952-1000 (病院代表)

処方変更、調剤後の連絡

調剤薬局は、変更した後の内容をトレーシングレポートまたは疑義照会票に記載の上、薬剤課宛てにFAXする。処方薬の後発品変更に関しては報告不要とさせていただきます。

薬剤課では変更内容を電子カルテ内の処方オーダーに反映させるとともに、掲示板にその旨を記載する。

疑義照会不要例 (ただし、麻薬に関するものは除く)

【日数変更】

- ・日数の誤処方に変更可能。(週1回や月1回の内服薬等で処方日数に誤りがある場合)
 - 例) ボノテオ錠50mg 1錠 84日分 → 3日分
 - 例) 1日おきとコメントがある薬品の処方日数が、他の薬剤と同じ場合。
- ・次回予約まで処方日数が不足する場合の処方日数の延長可能。
 - 次回予約日及び残薬の確認をすること。予約日を超える日数の延長は不可。
 - インスリンやバイオ製剤などの自己注射についても同様に処方本数の変更可能。
- ・残薬調節可能。(ただし、次回処方漏れを防ぐために、原則ゼロ日処方にはしない)
 - 次回予約日や休薬期間を考慮すると処方日数が過剰になる場合も対象とする。
- ・自己注射に使用する針の本数は、使用量に応じて変更・追加処方可能。
 - 例) インスリンの針など (ほかの処方数量の日数と合致するように変更可能)
- ・包装形態上、はさみによるシート切断が困難な場合、適切な錠数に変更可能。
 - 例) リベルサス錠7錠 → 8錠
- ・包装形態上、包装数量の倍数でしか調剤できない医薬品の投与数量を包装数量の倍数にする変更。
 - 例) リレンザ、ヤーズフレックス配合錠、フリウェル配合錠など
- ・定期使用する外用剤の処方数の誤りを内服薬の投薬日数と合致するように変更可能。
 - ホクナリンテープ、ニトロダームTTS、フランドルテープなど

【剤形・規格変更】

- ・錠剤粉碎の必要性がある場合の散剤への変更。

粉碎の指示が出ていても散剤があるようであれば変更可能。

例) カルボシステイン錠 500mg →ムコダイン DS50%

- ・ **錠剤とカプセルは相互に剤形変更可能。**

外用剤の剤形変更（クリーム→軟膏）は不可。

- ・ **普通錠から口腔内崩壊錠への剤形変更可能。**

- ・ **別規格製剤がある場合の処方規格の変更可能。**

例) ファモチジン OD 錠 10mg 2錠 → ファモチジン OD 錠 20mg 1錠

ただし適応が異なる場合は不可。20mg1錠→10mg2錠など錠数が増える場合は疑義照会の対象とする。

【処方変更】

- ・ **一包化指示・粉碎指示の追加。**

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化・粉碎を行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し患者に十分な説明を行った上、調剤可能とする。あるいはその逆も可能（一包化の解除は不可、粉碎のみ）ただし、外来服薬支援料を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

- ・ **先発医薬品、同一成分で販売名が異なる医薬品の調剤について。**

処方箋に医薬品名が記載されている場合、併売医薬品名での調剤可能。

例) ジャヌビア錠→グラクティブ錠

- ・ **局方品、基礎的医薬品に関して、一般名処方と同様の変更を可能とする。**

全ての類似剤形、別規格への変更を含む。

例) 「亜鉛華軟膏「ホエイ」」⇔「亜鉛華軟膏「ヨシダ」」

- ・ **単剤の組み合わせから、同一成分の配合剤への変更を可能とする。**

服用方法・価格等、必ず患者に説明し、同意を得ること

例) アジルバ+アムロジン→ザクラス、

- ・ **経腸栄養剤のフレーバーの変更を可能とする。**

- ・ **片頭痛治療薬(トリプタン系)の連日処方から頓服処方への変更を可能とする。**

ただし総数の変更は認めない

例) レルパックス錠 20mg 1錠/分 14日分→1錠/回 14回分 頭痛時

- ・ **外用薬(湿布薬、軟膏等)の包装単位変更を可能とする。**

ただし、総量の変更は認めない

例) ロキソニンゲル(25g) 2本→ロキソニンゲル(50g) 1本

- ・ **厚労省からの名称変更や当院薬事審議会決定による採用変更。**

厚労省からの名称変更や薬事審議会での採用薬変更などが出た際、当院の在庫状況と調剤薬局の在庫状況により、変更日に違いが出ることはさしつかえない

- ・ **厚労省名称変更や販売移管などによる医薬品名の相違は、同一医薬品として調剤可能。**

【保険請求上の問題や添付文書上合致しない指示について】

- ・ **薬学的変更が許容される、あるいは医薬品適正使用の観点で問題がない**

(過去の処方歴から継続処方が確認できる場合は疑義照会不要)

例) カルシウム拮抗薬 (24時間持続) などの 1日2回投与。(2回投与で従来から投薬されている場合)

例) リパクレオンカプセル、EPA 製剤の食直後服用する薬剤の食後投与。

例) 抗アレルギー薬、消化性潰瘍治療薬等の1日2回朝夕食後投与。

例) 漢方薬等の食後投与：お薬手帳より、従来からの継続処方が確認できた場合。

例) ザイティガ錠、グーフイス錠 朝食後 → 朝食前へ

例) フォサマック錠、ボノテオ錠 朝食後 → 起床時へ

・ 保険請求上、査定される処方例と適切な変更例

○制限枚数を超えた処方の適正化 湿布薬 64 枚以上は不適切 のため。

例) モーラステープ 70 枚 → モーラステープ 63 枚

○頓服 医師の指示通りの用法追加 患者に確認して明らかな場合に限る。

例) ロキソプロフェン錠 医師の指示通り・頓用 → 疼痛時・頓用

○用法・使用部位の追記 患者に確認して明らかな場合に限る。

例) モーラステープ 20mg 1 日 1 回 → 1 日 1 回 1 回 1 枚 肩

ただし、疑義照会を簡素化できない事項については従来通り疑義照会を行うこと。

- ・ 当院では頓用薬の上限を 14 回としています。15 回以上の処方については疑義照会をお願いします。
- ・ 外用薬で剤形を変更する場合。
- ・ 患者の希望等により処方日数（数量）を増やすこと。
- ・ 貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合。
- ・ 患者の希望等により処方を追加すること。
- ・ 残薬調整によって処方を削除すること。
- ・ お薬手帳や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合。
- ・ プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤、モサプリドなど投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合。
- ・ その他、薬剤師が必要と判断した事項。

院内疑義照会簡素化プロトコル

保険薬局からの問い合わせに対し、各医師に疑義照会なしで回答できるもの。

・下記内容については、処方医への確認をせずに返答可能とする。

①保険薬局からの疑義紹介簡素化プロトコルに記載の内容。

②添付文書と異なる用法でも過去からの処方歴を踏襲している場合。

例：漢方薬の食後、
EPA 製剤食後 など

③添付文書の用法・用量と異なるが、明らかに電子カルテに医師の処方意図が記載されている場合